

同性婚は日本で容認されるか？

— 他国の同性婚容認を参考に —

大守 伊織・天川あかり*

日本において同性愛、異性愛等の性的指向に関わらず、全ての人が希望すれば婚姻に伴う幸福や利益を享受できる時代がくるかを問う。研究方法は、CiNii ArticlesとGoogle Scholarを利用して「同性婚」「憲法」等のキーワードで検索し、47本の論文を検討した。同性婚が認められていない日本では、日本国憲法第24条の「両性」の意味がどのように解釈されるか議論がなされている。同性婚が容認されている米国では、「人間の基本権」として認められてきた「婚姻の自由」が当事者の性的指向や性自認により否定されないという考えから容認された。スペインでは、同性婚が社会的に受け入れられていること等の考えより、容認されている。同性カップルが子どもを持つ時の子どもの不利益については、多くの研究が、子どもにとって大切なのは「親の性的指向」ではなく、「親の愛情」であると述べていた。画一的な家族のありようから離れ、多様な家族の幸せへの希求が始まっている。

Keywords：同性婚，LGBT，憲法

I. 研究の目的

2018年7月、谷川とむ衆院議員の「(同性愛は)趣味みたいなもの」という発言、杉田水脈衆院議員の同性カップルを念頭とした「彼ら彼女らは子供を作らない、つまり『生産性』がない。そこに税金を投入することが果たしていいのかどうか」という発言が大きな注目を集めた。この同性愛者に対する差別発言に対して、東京大学名誉教授のロバート・キャンベル氏は自らの同性愛を公表し、『習い事のように何かのきっかけで始めたり、途中でやめたりできるものではない。むしろ生を貫く芯みたいなものである。』と発言している。自らのセクシュアリティを公表し、差別をなくそうと活動する人が増えている。

日本は8都市がパートナーシップ証明書や宣誓書の発行を行っているものの、法の下でパートナーとして認められているわけではない。日本のゲイやレズビアンのカップルは遺産相続、財産分与、福利厚生を受けられず、病院での面会を断られるという経験をしている。さらに、子どもを持つことも婚姻関

係を結べないため難しい。世界に目を向けると、アメリカやオランダなどの20か国が同性婚を認めており、同性婚容認の風潮は広がってきている。しかし、同性愛者が過ごしやすい環境ができてきている国の歴史には、同性愛者の様々な苦闘が垣間見える。アメリカでは、2003年までソドミー法という同性愛を禁止する法律があった。同性愛者であることが分かると、罰金刑などが課せられていたのである。同性愛者は、警察や周囲の人々から隠れながら生きていた時代があった。現在の日本では、同性愛者を罰する法律はないものの、周囲の人々に自分の性的アイデンティティを隠し、生きづらさを感じている同性愛者は多いと考えられる。

2019年2月14日、13組の同性カップルが日本における同性婚の実現を目指し、同性婚が容認されないのは「法の下での平等」を定めた憲法に反するなどとして提訴することになった。日本で同性婚が認められる時代が到来するか、日本で婚姻によって与えられている利益は何か、他国での同性婚容認に至るまでの論点、同性カップルの子どもの幸せに着目し、

岡山大学大学院教育学研究科 発達支援学系 700-8530 岡山市北区津島中3-1-1

Is Same-sex Marriage Acceptable in Japan? Reference to Same-sex Marriage Acceptance in Other Countries
Iori OHMORI and Akari AMAKAWA*

Division of Developmental Studies and Support, Graduate School of Education, Okayama University, 3-1-1 Tsushima-naka, Kitaku, Okayama, 700-8530

*Faculty of Education, Okayama University, 3-1-1 Tsushima-naka, Kitaku, Okayama, 700-8530

これらの事項について文献的検討を行った。

II. 文献の収集方法

同性婚に関する文献を中心に収集するために、CiNii ArticlesとGoogle Scholarより検索を行った。CiNii Articlesでの検索キーワードは「同性婚」「同性カップル」と「憲法」「法整備」を組み合わせたものである。重複している文献を一件とし、抄録集等を除くと、21件となった。Google Scholarでの検索キーワードは「same sex couple」「child」「review」「gay」「lesbian」「parent」を組み合わせたものである。その中でも、被引用数の多い上位30件の論文を対象とし、文献の批評や本文をダウンロードできないものを除くと、21件となった。ただし、集めた文献の中で重要と思われる論文等を追加し、最終的に研究対象とした論文は47本である^{1-13, 15-48}。

III. 結果

1. 婚姻の持つ意味

婚姻とは、法律上でカップルと認められることである。婚姻関係を結ぶことで、様々な権利や保障を得ることができる。まず遺産相続権を得ることができる。パートナーが亡くなった時、法定相続人として一番優先されるのは配偶者で、全体の半分以上を受け取ることができる。次が直系の子どもや孫、さらに直系の父母や祖父母世代、兄弟姉妹と続く。特に問題がなければ、遺産は彼らに順次配分される。同性カップルの場合、パートナーはこのどの枠にも入ることができない。次に、婚姻関係者は、扶養控除の制度を受けることができる。扶養控除とは、扶養親族がいない納税者という納税者とを比較した場合、扶養親族がいる納税者に一定の配慮をするというのが扶養控除の考えである。さらに、養子制度も活用することができる。日本では、養子制度を活用して法的に親子関係を結ぶには、親となる人間が「婚姻関係」を結んでいる者に限られている。法律によって婚姻関係を結ぶことで、様々な権利が得られ、社会的に認められた「家族」として生活することができるのである。

2. 同性婚容認が求められる背景

日本国憲法第24条1項には、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」と述べられている。「両性」の解釈について「両性＝異性」と「両性＝2つの独立した性」の2つの考え方があり、日本国憲法制定時

に「両性は男性と女性を意味し、同性同士はこれにあてはまらない」という明確な記述が無く、両性がどのような意味を持っているのかは議論がなされている過程である。もしも、「両性」と用いた理由が婚姻を望む二人に同等の権利があって二人の合意のもとに認めると解釈をすれば、「両性＝2つの独立した性」と捉えることができ、同性婚も認められる。しかし、現在はこの両性の解釈は確定的でない。

同性婚が認められないことによる当事者の不利益について考えたい。パートナーシップ証明を発行している市区は増えている。日本におけるパートナーシップ制度とは、「法的に効力はないけれど、結婚していると認める」ということを証明するものである。法的に効力はないため、様々な問題が生じている。例えば、前述の遺産相続である。もしもパートナーが亡くなっても戸籍上は他人であるために遺産の相続はできない。扶養控除も受けられない。そして、特別養子縁組で子どもを持つことができない。その他にも、病院で付き添いやパートナーの病状告知を断られる等の問題もある。この問題はSharon KowalskiとKaren Thompsonの事例において示すことができる。1983年にKowalskiが事故にあい、話すことも歩くこともできない状態になった。同性パートナーであったThompsonは4年間、そんな彼を献身的に看病していたが、その際、Thompsonの病状を知ることが病院側から拒否されていた¹³⁾。これは、アメリカの事例であるが、同様のことが日本でも起こっている可能性が高い。同性カップルの「家族」は社会的に認められず、様々な不利益を被っている。

3. 他国の同性婚容認の歴史

①アメリカの同性婚容認までの歴史

アメリカで同性婚について大きく注目されたのは、1993年にハワイ州の裁判所が「同性カップルに結婚の権利を認めないのは平等原則に反する」という判決を出したときである¹⁶⁾。このことについて全米中で反発が起き、いくつかの州では結婚を男女間の関係に限定する法律が制定され、連邦議会までもが1996年に「婚姻は男女の関係に限定する」とした結婚防衛法(DOMA法)を成立させた。それでも他州に先駆けて、2004年にマサチューセッツ州で同性婚を解禁してから、同性婚解禁への流れが強くなり始めた。しかし、アメリカはキリスト教信者が多く、彼らを中心に同性婚解禁への反対も強くなってきたため、いったんは同性婚が認められたはずのカリフォルニア州では2008年に再び禁止されるなど、同性婚は世論に左右されながら不安定な歩

みを見せる。その後も少しずつ同性婚を認める州が増え、アメリカの人口の70%にのぼる州が認めるようになってきた。その結果、2015年6月26日に最高裁で、同性婚は合憲だと9人の判事のうち5人が賛成したことで決定された。

この判決においての主な論点の1つに、「婚姻の権利は、合衆国憲法の保障する基本的人権の1つか」というものがあつた。これに対して、①婚姻が2名の個人を支える最も重要な結びつきであること、②婚姻が個人にとり、アイデンティティや信条を形成するための重要な選択であること、③婚姻が子どもの養育に必要な各種の社会的・経済的恩恵を得られる制度であり、子どもは平等にその恩恵を受ける権利があること、④婚姻が国の社会秩序の基礎であることを理由として、婚姻の権利が基本的人権であると解釈された。

アメリカは、憲法が「同性婚の権利」という新しい人権を保障しているかどうかではなく、「人間の基本権」として認められてきた「婚姻の自由」が相手方の性別（当事者の性的指向や性自認）により否定されてよいのかを問うアプローチであった。「婚姻の自由」が、人が人であるがゆえに認められる人権とされる以上、問われるべきは、相手方の性別によりそれを否定することが許されるか否かなのである。相手方の性別により否定することは差別と言える¹⁶⁾。このアプローチは、日本で同性婚容認を進めていく上で重要な根拠となり、参考となる事例である。

②スペインの同性婚容認までの歴史

スペイン憲法第32条第1項は「男女は法律上完全に平等に、婚姻する権利を有する」と規定し、同条第2項は「婚姻の形式、婚姻の年齢および能力、夫婦の権利及び義務、別居及び離婚の事由、ならびにその効果については、法律でこれを定める」と規定する⁴¹⁾。そして、具体的な婚姻要件などは民法第44条第1項で「男女は、この法律の規定にしたがって婚姻する権利を有する」と規定されていた。

1994年7月11日に、スペインの憲法裁判所は婚姻カップルの配偶者が享受できる権利を同性カップルのパートナーに対して保障することも許されると判断した。スペインでは、同性カップルに対して、一定程度の法的保護を認めつつも、憲法第32条に基づく婚姻は「男女」に限られると厳格に解されていた。同性婚を禁止する根拠として考えられていたのは、婚姻の「制度的保障」であった。婚姻の制度的保障とは、婚姻の本質的な要素は、婚姻それ自体の目的や機能に関する一般的見解や社会通念によら

なければ変更できないというものである。

しかしながら、2012年11月6日に、スペイン憲法裁判所は、同性婚を認める民法第44条は憲法第32条に違反しないと判断した。制度的保障によって否定されてきた同性婚を承認するための根拠としては、憲法裁判所は、スペインと同様の法システムを有する他の国において同性婚が承認されてきているという事実と、スペインの社会において、大部分の者が同性婚を支持しているというスペイン社会学研究センターの調査事実を提示し、合憲であると決定した。前者の点については、憲法裁判所は、諸外国の法およびヨーロッパ人権法において、婚姻が当事者の性的指向にかかわらず、2人のパートナーシップとして規定されていることを考慮すれば、婚姻が新しい「イメージ」として徐々に変化しているということができ、西欧諸国の比較法的見地から、婚姻に同性婚も含まれると解釈することは認められると判断した。そして、後者の点については、2004年の調査でスペインの56%の者が同性婚を支持している事実を照らせば、婚姻の制度的保障の観点から、意見という形で立法府を非難することはできず、たとえ全会一致で法案が成立しなかったとしても、スペイン社会や国際社会によって次第に拡大しつつある婚姻概念に従って解釈することは、憲法第32条における解釈の範囲内であると判断した。

さらに、この判断において、憲法裁判所は「憲法制定当時において、同性カップルの存在を考慮した上で婚姻が定義されたのではないことを認め、異性愛ということは婚姻の重要な要素ではなく、むしろその様な考え方は、婚姻の『伝統的な考え方』に過ぎない」と考えたのである⁴¹⁾。

スペイン憲法第32条は日本国憲法24条に類似している。憲法上の文言では「男女」とされていても、制定経緯を考慮し合理的に解釈すれば憲法上許容されたとしたスペイン憲法裁判所の判断は、日本国憲法下でも同様の解釈を採りうると考えられる。

4. 同性カップルと子ども

①同性カップルが子どもを持つ方法

同性カップルたちが自分たちの子どもを育てたいと思ったときに、生物学的にそれを叶える方法は考えられる。レズビアンカップルの場合は、人工授精が、ゲイカップルの場合は、代理出産の方法が考えられる。しかし、日本では、日本産科婦人科学会が学会規定で、生殖医療の提供を異性のカップルに限定しているため、同性カップルは第三者の提供精子による人工授精を受けることができない。また、日本では代理出産の法整備が整っていない。

次に、里親制度を利用する方法がある。2017年、日本で初めて大阪市でゲイカップルの里親が誕生したことが話題になった。しかし、里親になったとしても特別養子縁組を組むことは法的に認められていない。特別養子縁組は、実の親と縁を切って、養親と法的にも親子関係を結ぶもので、里親というのは、家庭内で一定期間「預かる」仕組みである。里親制度は、運営主体が都道府県や政令指定都市であるため、それぞれの地方で基準が違う。そのため、大阪市で同性カップルの里親が認められても、別の地方では認められていないということも起こりうる。

②同性カップルが子どもを育てることについて

親の性的指向は子供に影響すると考える人々がいる。2011年に行われたアイオワ州の同性婚を違法化する法案に対する、レズビアンカップルに育てられた19歳の男の子の証言はこの考えを否定するものであった。その証言では、「自分の家族は他の家族と何も違わない。他の家族と同様にづらい時期を一緒に乗り越えたり、喧嘩をしたりする。」「自分の人生の中で、親がレズビアンと気づかれたことは一度もなく、親の性的指向は自分の性格に全く影響を及ぼしていない。」というメッセージが伝えられた。そして、「親の性的指向は子供の成長に影響を及ぼさない」「同性愛者が育てた子どもと異性愛者が育てた子どもの発達、幸福の度合いに相違はない」「子どもの発達に重要なのは親の性的指向ではなく、子育ての質である」と様々な研究が示唆している^{6, 7, 8, 9, 12, 13, 15, 27, 37, 40}。同性カップルの子育てに対する調査研究は1970年代以降、100以上実施されており、これらを包括的に再検討したアメリカ心理学会は、「レズビアン女性もしくはゲイ男性が親に適していないことを示す根拠はなく、同性愛者の親を持つ子が、異性愛者の親をもつ子と比べて、情緒、認知、社会性、性的な発達など何らかの重要な面で不利益を被っていることを示す研究は一つもない」と結論づけている¹²⁾。

同性愛者の親を持つ子どもの成長に不利益を被ることはないが、その他については不利益を被ると考えられることがいくつかはある。例を挙げると、職場の福利厚生が家族のために利用できなかったり、実母ではないパートナーが子どもの学校行事や病気の看病などのための休暇や勤務調整が難しかったりすることである。同性婚が認められる前のアメリカにおいて、同性カップルが家族休暇、健康保険、年金制度などの、働いている既婚者に通常、認められる給付金を受けることができない状況にあったと報告されている¹³⁾。さらに、子どもにとっての実母が

その子を養育できる状況ではなくなった場合、共に養育し家族内の信頼関係が築けていたとしても、パートナーはもう1人の養育者としては認められないのである。これについては、「法的な保護がないことが、法的に認められた親が1人しかいない子どもたちに問題が起きる引き金となっている」と問題視されていた²⁰⁾。しかし、これらの不利益は同性のカップルが法的に婚姻関係を結ぶことができれば、解決につながる。

③同性カップルの子どもへのいじめや差別

LGBTの中高生らを支援するNPO「ゲイ、レズビアン、ストレート教育ネットワーク」が2005年、アメリカの154人の中高生に調査した結果を見ると、同性カップルの子どもであるが故の苦悩が見えてくる。LGBTの親がいることが原因で、学校内で「安全でないと感じる」と答えた子どもは23%、「ホモ」や「レズ」など、同性愛者を侮辱する蔑称を「頻繁に」または「しばしば」聞いたことがある子どもは64%という結果が出ている。実際の被害では、LGBTの親がいることが原因で、言葉による嫌がらせを受けたことがある子どもは42%、身体的な嫌がらせや暴力を受けたことがある子どもも12%いた²²⁾。ある中学2年生の男子生徒は、自分の父がゲイだと知った同級生が「だから、あいつもゲイっぽいんだ」と話しているのを聞いたと話している。レズビアンを持つ男児は異性愛者の男児よりもからかわれる傾向にあることも報告されている。さらに、同級生からの偏見だけでなく、他の保護者や教師などの大人から不当な扱いを受けたり否定的なことを言われたりする子どももいたという結果も出ている³⁷⁾。

④同性カップルの子どもたちへの支援

市区町村の教育機関全体としての同性カップルへの積極的な支援が同性愛者への否定的な態度に異を唱え、子どもの心理的状态を安定させるという点で同性カップルの子どもたちの生活の質を向上させることができるという意見がある¹⁶⁾。しかし、他の保護者や教師から否定的な態度をとられた経験等により、アメリカの子どもたちは異性カップルの子どもたちと同様に仲間や家族の助けを得ることはあるものの、学校で支援を求める可能性が低いという研究結果が出ている。そこで、LGBTの子どもたちを支援し、保護している学校のカウンセラー等が同性カップルの子どもたちの相談相手になる必要があると示している。専門的なカウンセラーがいることにより、同性カップルの子どもたちは学校を中心とし

た社会が安全な場所であり、助けを求めることのできる大人が存在すると気づくことができるのである。同性愛者の親がいるという理由でいじめや差別を受ける子どもたちの気持ちに寄り添う大人の存在が学校にいることは、子どもたちの悩みの軽減につながるかもしれない。さらに、学校に同性愛を正しく理解している専門家が入ることで、教員や保護者の偏見を解消することができる。よって、LGBTの子どもたちを支援するカウンセラーを学校に入れることは、同性カップルの子どもへの支援の一つになる。

IV. 考察

日本国憲法第13条には「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と述べられている。何を以て幸福とするかは一人一人異なっているが、その一人一人がそれぞれの幸福を追求するために国はバックアップをするという意味であると考えられる。この考えからすると、同性カップルが幸福になろうと結婚したいと考えた場合、国はそのバックアップすべきではないか。異性カップルが幸福になるために結婚することは認められるにもかかわらず、同性カップルは認められないというのは不平等ではないか。

現在、日本でも性的マイノリティへの取組みが始まっており¹⁴⁾、同性愛者に対する差別や偏見は和らぎつつある。さらに世界には既に同性婚を取り入れている国もある。しかし、そのような国々は同性愛者に対する差別や偏見に苦しみながらもそれに異議を申し立て、徐々に同性愛についての正しい理解を広めていったことが分かった。日本ではまだ、同性婚容認についての議論はほとんど進んでいない。同性婚の容認を進めていくためには、まず同性愛者への差別や偏見を失くすことが重要ではないか。特に、これからの社会を担う子どもたちが同性愛についての差別や偏見を持たないようにするためにはどうすればよいのだろうか。

ここで、まだまだ不十分であるという意見もあるが、幾分差別が和らいでいる障害者に対する差別問題について考えてみたい。2016年に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されるなど、社会的に障害者に対しての認識は変化しているといえる。差別が和らいだ理由として考えられるのは障害に対する正しい知識が広まったこと、そして実際に障害を持つ人々とのかかわりが増えたことが考えられる。特に子どもたちは、学校で障害

とはどのようなものであるかを正しく教えられた上で、その障害を持つ友達と過ごす時間ができたのである。そうすることにより、子どもたちは障害を越えて友達とかかわりを持つことができ、障害者に対する抵抗を持つことなく、成長したと考えられる。その子どもたちが大人となった現在、障害者に対する差別や偏見は和らいでいると考えられる。

次に、同性カップルの子どもたちはどのような思い・悩み等を持つのかを考えたい。異性愛者が多い世の中で、同性愛についての知識をほとんど持たない子どもが、男の人が男の人を好きであったり、女の人が女の人を好きであるということを変だと感じることは十分ありうる。同性カップルの子どもで、同性愛についてある程度理解がある子どもであっても、周りとは違うことに変であると感じたり、恥ずかしいと感じたりしてしまうかもしれない。そして、その恥ずかしい存在の親を友達に知られてしまうと、自分が変な奴だと思われることを恐れるのではないか。ここで、前述と同様に異性愛の障害者のカップルの子どもを取り上げながら考える。障害者の親を恥ずかしいと感じる子どももいるのではないか。例えば、足が不自由であるために健常者とは違った歩き方をする親を友達にからかわれ、恥ずかしいという気持ちをもつ子どもがいそう。周りとは異なっていることに対して、恥ずかしいと考える気持ちは障害者の親を持つ子供も同性愛の親を持つ子どもも一緒なのかもしれない。障害者に対しては、配慮すべきだ、手を差し伸べるべきだという社会的コンセンサスができていく。学校では、道徳の授業等で障害者について取り上げられ、子供たちにも障害についての知識が伝えられているため、自分の親が障害者であるということを受け入れる環境ができていく。それに対して、同性愛についてはどうだろうか？現在の日本では議論が深まっておらず、社会的に同性愛について理解が進んでいるとは言えない。学校の授業で取り上げられることも少ない。同性愛者が子どもを持ったとしても、子どもたちの不安を和らげることは難しい状況であるのかもしれない。

以上から考えると、同性愛について、学校で正しい知識を教える機会が必要であると考えられる。性同一性障害については、教育現場でも配慮がなされたり、他の子どもたちに教育が行われたりしている。しかし、本研究でとりあげた同性愛については、教員もどのように教えたら良いか分からない状況ではないだろうか。まずは、正しい知識が記載されている教材を作ることから必要である。子どもたちに「性のありようは様々で、それによって差別してはいけない」と教え、実際に当事者にかかわり話を聞いたり

する機会を設けてはどうだろうか。そうすることで、自分とは違う性の在り方を持った人に対して抵抗を持つことがなく成長するとともに、実際に自分の性の在り方に疑問をもつ子どもも救うことができるのではないか。

結果で述べたように、同性婚解禁の流れができ始めていた時代のアメリカで、同性カップルの親を持つ子どもたちへのいじめや差別は存在していた。同性婚容認の議論はほとんど進んでおらず、同性愛についての差別・偏見がまだ根深いと思われる日本においては、同性カップルの親を持つ子どもたちへの差別がアメリカ以上に起こるのではないかと予想される。同性婚容認を進めていくためには、まず同性愛に対する差別や偏見を和らげることが必要ではないか。若い世代が同性愛者に対する正しい知識を持ち、日本の社会全体に広めていくことができれば、同性愛者に対する差別や偏見も社会全体として和らげることができるのではないか。すべての人が同等に人としての幸せを希求できる社会を作るために、同性婚に対する差別解消を進めていかなければならない。

本論文は、第二著者である天川あかりの卒論を、卒論指導者であった大守伊織が加筆・修正したものである。投稿規定により、著者順を決定した。

VI. 参考文献

- 1) 阿部純子. アメリカ判例法理における「基本的」権利の非強制性について(1)—同性婚に対する法的プロセスでの裁判所の権限—. 比較法雑誌 2016 ; 50 : 201-228.
- 2) 阿部純子. アメリカ判例法理における「基本的」権利の非強制性について(2)—同性婚に対する法的プロセスでの裁判所の権限—. 比較法雑誌 2016 ; 50 : 311-340.
- 3) American Academy of Pediatrics. Promoting the Well-Being of Children Whose Parents Are Gay or Lesbian. *Pediatrics* 2013 ; 131 : 827-830.
- 4) Amy B. Becker. What's Marriage (and Family) Got to Do with It? Support for Same-Sex Marriage, Legal Unions, and Gay and Lesbian Couples Raising Children. *Social Science Quarterly* 2012 ; 93 : 1007-1029.
- 5) Amy J. Miller, Ronald F. Bobner, John J. Zarski. Sexual Identity Development: A Base For Work With Same-Sex Couple Partner Abuse. *Contemporary Family Therapy* 2000 ; 22 : 189-200.
- 6) Charlotte J. Patterson. Adoption of minor children by lesbian and gay adults: A social science perspective. *Duke Law School* 1994 ; 191 : 191-205.
- 7) Charlotte J. Patterson. Children of Lesbian and Gay Parents. *Child development* 1992 ; 63 : 1025-1042.
- 8) Charlotte J. Patterson. Children of Lesbian and Gay Parents: Psychology, Law, and Policy. *American Psychologist* 2009 ; 64 : 727-736.
- 9) Dan A. Black, Seth G. Sanders and Lowell J. Taylor. The Economics of Lesbian and Gay Families. *Journal of economics perspectives* 2007 ; 21 : 53-70.
- 10) Paul D. Sullins. Emotional Problems among Children with Same-Sex Parents: Difference by Definition. 2015 ; 7 : 99-120.
- 11) Fiona Tasker. Lesbian Mothers, Gay Fathers, and Their Children: A Review. *Journal of Development & Behavioral Pediatrics* 2005 ; 26 : 224-240.
- 12) Fiona Tasker. Same-Sex Parenting and Child Development: Reviewing the Contribution of Parental Gender. *Journal of Marriage and Family* 2010 ; 72 : 35-40.
- 13) Gregory M. Herek. Legal Recognition of Same-Sex Relationships in the United States A Social Science Perspective. *American Psychologist* 2006 ; 61 : 607-621
- 14) 法務省『LGBT』
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/LGBT/index.html>
(参照2018.12.18)
- 15) Ian Rivers, Paul V. Poteat, Nathalie Noret. Victimization, Social Support, and Psychosocial Functioning Among Children of Same-Sex and Opposite-Sex Couples in the United Kingdom. *Development Psychology* 2008 ; 44 : 127.
- 16) 池谷和子. アメリカ連邦最高裁判決と同性婚の問題点. *現代社会研究* 2015 ; 13 : 91-99.
- 17) 石原英樹. 日本における同性愛に対する寛容性の拡大—「世界価値調査」から探るメカニズム. *相関社会科学* 2012 ; 22 : 23-41.
- 18) Jeffy Weeks, Braian Heaphy Catherine Donovan. *Same Sex Intimacies*. Routledge 2003 ; 11 : 29-50.
- 19) Katherine M. Franke. The Politics of Same-Sex Marriage Politics. *Colum. J. Gender & L* 2006 ;

- 15 : 236.
- 20) Kathy T. Graham. Same-Sex Couples: Their Rights as Parents, and Their Children's Rights as Children. *Santa Clara L.Rev* 2008 ; 48 : 999.
- 21) 川坂和義. アメリカ化されるLGBTの人権:「ゲイの権利は人権である」演説と〈進歩〉というナラティブ. *Gender and Sexuality : Journal of the Center for Gender Studies, ICU* 2013 ; 8 : 5-28.
- 22) Joseph G. Kosciw, Elizabeth M. Diaz. Involved, Invisible, Ignored : The Experiences of Lesbian, Gay, Bisexual and Transgender Parents and Their Children in Our Nation's K-12 Schools Gay, Lesbian and Straight Education Network (GLSEN) 2008 ; 1 : 1-141
- 23) Kimberly F Balsam, Theodore P Beauchaine, Esther D Rothblum, Sondra E Solomon. Three-Year Follow-Up of Same-Sex Couples Who Had Civil Unions in Vermont, Same-Sex Couples Not in Civil Unions, and Heterosexual Married Couples. *Developmental Psychology* 2008 ; 44 : 102.
- 24) 金野美奈子. オルタナティブな婚姻の制度的包摂—別氏婚・同姓婚をめぐる公共的理性—. 東京女子大学社会学年報 2016 ; 4 : 13-27.
- 25) Lawrence A. Kurdek L. Are Gay and Lesbian Cohabiting Couples Really Different From Heterosexual Married Couples?. *Journal of Marriage and Family* 2004 ; 66 : 880-900.
- 26) Lewis A. Silverman. Suffer the Little Children: Justifying Same-Sex Marriage From the Perspective of a Child of the Union. *W. Va. L. Rev.* 1999 ; 102 : 411.
- 27) Mark Regnerus. How different are the adult children of parents who have same-sex relationships? Findings from the New Family Structures Study. *Social Science Research* 2012 ; 41 : 752-770.
- 28) 中井啓人, 大藪毅. 日本型LGBTムーブメントの提案: 日本における欧米型LGBTムーブメントの成果と課題からみえること. 慶應義塾大学大学院経営管理研究科 2015 ; 1 : 1-39.
- 29) 中曾久雄. アメリカにおける同性愛, 同性婚に関わる憲法上の問題の考察. *愛媛法学会雑誌* 2015 ; 41 : 111-135.
- 30) 中曾久雄. 同性婚の権利と連邦憲法 (1). *愛媛法学会雑誌* 2016 ; 42 : 71-96.
- 31) 中曾久雄. 同性婚の権利と連邦憲法 (2). *愛媛法学会雑誌* 2016 ; 42 : 131-151.
- 32) 中曾久雄. 同性婚を否定する州憲法と連邦憲法上のデュー・プロセス・平等保護. *愛媛法学会雑誌* 2015 ; 42 : 155-176.
- 33) 中曾久雄. 同性婚を否定する州憲法の合憲性. *愛媛法学会雑誌* 2016 ; 42 : 49-70.
- 34) 中西絵里. LGBTの現状と課題—性的指向又は性自認に関する差別とその解消への動き—. 参議院常任委員会調査室・特別調査室『立法と調査』 2017 ; 394 : 3-17.
- 35) 根本猛. 同性婚とアメリカ合衆国憲法. *静岡法務雑誌* 2016 ; 8 : 5-37.
- 36) 村山美樹. 同性婚をめぐる憲法上の議論—ドイツとの比較を通じて—. 大学院研究年報 法学研究科篇 2016 ; 46 : 3-20.
- 37) Norman Anderssen, Christine Amlie, Erling André Ytterøy. Outcomes for children with lesbian or gay parents. A review of studies from 1978 to 2000. *Scandinavian Journal of Psychology* 2002 ; 43 : 335-351.
- 38) 大野友也. 同性婚を禁止する州法が連邦憲法に違反するとされた事例. *法学論集 = Hogakuronshu of Kagoshima University* 2015 ; 50 : 75-91.
- 39) 奥野圭子. 国境を超えて家族生活を営む権利(2)—オーストラリア法と比較しての—考察— (完). *神奈川大学国際経営論集* 2015 ; 50 : 109-122.
- 40) Rachel H. Farr, Charlotte J. Patterson. Coparenting Among Lesbian, Gay, and Heterosexual Couples: Associations With Adopted Children's Outcomes. *Child Development* 2013 ; 84 : 1226-1240.
- 41) 佐久間悠太. 同性婚をめぐる諸外国の動向. 名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』 2014 ; 20 : 135-158.
- 42) 清水雄大. 同性婚反対論への反駁の試み—「戦略的同性婚要求」の立場から. *Gender and sexuality : Journal of Center for Gender Studies, ICU* 2008 ; 3 : 95-120.
- 43) 上野淳子. 心理学における性的マイノリティ研究—教育への視座—. *四天王寺大学紀要* 2008 ; 46 : 73-83.
- 44) 渡邊泰彦. 同性の両親と子—ドイツ, オーストリア, スイスの状況— (その1). *産大法学* 2014 ; 47 : 290-329.
- 45) 渡邊泰彦. 同性の両親と子—ドイツ, オーストリア, スイスの状況— (その2). *産大法学* 2015 ; 48 : 217-258.
- 46) 渡邊泰彦. 同性の両親と子—ドイツ, オース

トリア, スイスの状況— (その3). 産大法学
2015; 49: 249-216.
47) 渡邊泰彦. 同性の両親と子— ドイツ, オース
トリア, スイスの状況— (その4). 産大法学

2016; 49: 954-858.
48) 渡邊泰彦. 同性の両親と子— ドイツ, オース
トリア, スイスの状況— (その5). 産大法学
2017; 51: 363-425.